

アスファルト混合所立入調査規準
(九州地区)

平成 2 2 年 1 0 月

国土交通省九州地方整備局

目 次

第 1 条	総 則	――	[1]
第 2 条	立入調査部会	――	[1]
第 3 条	立入調査実施計画書の作成および報告	――	[1]
第 4 条	立入調査の実施	――	[2]
第 5 条	立入調査結果の報告	――	[2]
第 6 条	特典規定	――	[2]
附 則		――	[2]

(総 則)

第 1 条 目 的

本規準は、「アスファルト混合物事前審査要領」（以下、要領という）に基づき、アスファルト混合所の調査に関する手続きおよび運用について定めたものである。

2. 適用範囲

本規準は、要領に基づき事前審査により認定された混合物を製造するアスファルト混合所の調査に適用する。

3. 調査の回数

調査は、事前審査により認定された 1 混合所当たり原則として年 1 回以上実施する。

(立入調査部会)

第 2 条 立入調査部会の構成

立入調査部会の構成は、「アスファルト混合物事前審査委員会規則」（以下、規則という）第 9 条に準拠する。

2. 立入調査員

立入調査員は、立入調査部会の部会員（以下、立入調査部会員という）がこれに当たる。

3. 立入調査員の編成

(1) 立入調査員は、原則として 1 混合所当たり立入調査部会員 2 名以上で編成する。

(2) 立入調査部会員は、その所属する会社のアスファルト混合所への立入調査を行うことができない。

(立入調査実施計画書の作成および報告)

第 3 条 当該年度の立入調査混合所および重点事項の承認

事務局は、当該年度の立入調査混合所および重点事項について委員会の承認を得るものとする。

2. 立入調査実施計画書（案）の作成および報告

事務局は、立入調査実施計画書（案）を作成し、立入調査部会長に報告する。

3. 立入調査実施計画書（案）の内容

立入調査実施計画書（案）の項目は、次の各項に示す。

(1) 立入調査実施アスファルト混合所の選定

(2) 各アスファルト混合所の立入調査実施予定日の選定

(3) 各アスファルト混合所の立入調査員の選定

(4) 当該年度の重点調査項目の選定

(5) その他

(立入調査の実施)

第 4 条 立入調査時の調査項目

立入調査時の調査項目は、次の各項に示す。

- (1) 留意事項の処置の確認
- (2) 自主管理実施状況の確認
- (3) 混合物の目視調査確認
- (4) 代表混合物の品質確認試験：1 混合物種以上（指定試験機関等に試験依頼）
- (5) 骨材ストックヤードの状況確認
- (6) 試験室の活用状況の確認

2. 立入調査の実施

立入調査部会員は、本規準に基づき立入調査を行う。

3. 立入調査への協力

混合所の関係者は、立入調査に際して立入調査部会員の指示に従うとともに、立入調査に全面的に協力する。

(立入調査結果の報告)

第 5 条 立入調査部会は、「混合所立入調査報告書（立入調査チェックシート）」（様式については別途定める）により、立入調査結果を委員会に報告する。

- 2. 立入調査表への記入に当たっては、特に評価欄に C を付けた場合はその理由を詳細に記入する。

(特典規定)

第 6 条 審査機関の長は、1 年間を通じて一度も改善指導の指摘を受けなかった申請者に対し、次の項目に示す特典を授与できるものとする。

- (1) 指摘を受けた改善指導の累積件数の免除

- 2. 審査機関の長は、1 年間を通じて一度も改善指導及び助言の指摘を受けなかった申請者に対し、次の項目に示す特典を授与できるものとする。

- (1) 年間優良賞

参考：留意事項区分の内容

留意事項の詳細内容、確認方法、改善期間、ペナルティおよび確認時期等は、別表－1及び別表－2による。

(附 則)

本規準は、平成 11 年 3 月 16 日から施行する。

本規準は、平成 22 年 10 月 1 日に一部改訂する。

別表-1. 立入調査に際しての自主管理留意事項区分
(立会審査における指摘)

種 別	事 項	指 摘 事 項 の 内 容	確 認 方 法	改善期間	ペナルティ	確認時期
実施勧告	必ず実施しなければならない事項	・社内作業標準書は整備されているか ・自主管理データは管理、保存されているか ・その他	社内作業標準書の確認 管理データの確認	立入調査までに実施する	守られない場合は原則として認定取消し	立入調査時
改善指導	企業努力として実施した方がよい事項	・細骨材ストックヤード(特に砂)の雨水対策はとられているか ・骨材種別毎に正常に貯蔵されているか ・骨材ホッパ内の骨材が混じり合っていないか ・ストックヤードに異物の混入がないか ・ストックヤードの水はけはよいか ・土取場(砕石場等)の調査記録はあるか ・スクリーニングス、還元ダスト等の配合は適切か ・機械設備は整備されているか ・試験室は効率よく作業ができる状態か ・その他	目視 目視 目視 目視 目視 写真による確認 配合設計書の確認 機械点検表による確認 目視	立入調査までに改善する	場合によっては認定取消し(複数回指導しても改善されない場合) なお、詳細については別表-2によるものとする。	立入調査時
助 言	立入調査部会員の参考意見	・場内の整理整頓ができていないか ・油がこぼれていないか ・水たまりがないか ・その他				立入調査時
認定条件	実施されないと認定しない事項	・計量器の定期点検 ・キャリブレーションの実施 ・各温度計の定期点検	計量器検査記録の提出 キャリブレーションカーブの提出 温度計検査記録の提出	審査委員会までに提出する	守られない場合は認定しない	事前審査委員会時

【改善指導に対する規定】

通常ケース	①	『混合物の品質に与える影響度合いに関係なく』同じ内容の改善指導項目の指摘が、連続、非連続に係わらず「２回目」までの場合は、 ⇒ １) 「改善計画書」の提出を求め、改善/改善予定を確認し、「認定証の発行/継続」を行う。(従来通り) ⇒ ２) 次回の立会審査/立入調査時にて改善が確認できなければ、再度改善指導を指摘する。
繰返し型改善指導の品質影響度「大」のケース	②	『混合物の品質に与える影響が大きいと見なされる』同じ内容の改善指導項目の指摘が、「連続して３回目」、または「通算(非連続)して４回目」の場合 ⇒ 原則として「認定取り消し」とする。
	③	(イ)『混合物の品質に与える影響が大きいと見なされる』同じ内容の改善指導項目の指摘が「通算(非連続)して３回目」の場合 ⇒ １) 「改善計画書及び再発防止計画書」の提出を求め、改善を確認する。 ⇒ ２) 「計画書(書類)」で確認できれば、「認定書の発行/継続」を行う。 ⇒ ３) 次回の立会審査/立入調査時の確認において、改善/再発防止対策が不十分であれば、その改善確認ができるまで、「認定証の回収」を行う。 ⇒ ４) 「計画書(書類)」で再発防止計画が不十分であれば、再発防止計画が承認できるまで、「認定証の発行一時停止/回収」を行う。
繰返し型改善指導の品質影響度「小」のケース		(ロ)『混合物の品質に与える影響が小さいと見なされる』同じ内容の改善指導項目の指摘が、「連続して３回目」の場合 ⇒ (イ)に同じ
	④	『混合物の品質に与える影響が小さいと見なされる』同じ内容の改善指導項目の指摘が、通算して３回目以上の場合 ⇒ １) 「改善計画書」の提出を求め改善を確認し、「認定証の発行/継続」を行う。 ⇒ ２) 次回の立会審査/立入調査時にて、改善が確認できなければ、その改善が確認できるまで、「認定証の回収」を行う。
注１) 認定証の「発行/継続」、「取消し」、「発行一時停止」、「回収」は、全て審査委員会の承認を得て行う。 注２) 認定証の「発行一時停止」、「回収」の解除は、改善を確認後、事務局にて行う。 解除後において、認定証の認定期間は当初のままとし、期間の変更は行わない。 注３) 認定証の「取消し」、「発行一時停止」、「回収」及び「解除」は、公表し発注機関に通知する。 注４) 新規参入の混合所に対しては、上記規定の適用を２年間猶予する。 注５) 一年間を通じて一度も改善指導の指導を受けなかった場合、上記規定において算定する累積数を免除(リセット)する。		